

地域生活定着支援センターとは

これまで矯正施設を退所した高齢者や障がい者の方の中には、地域社会に復帰するための支援と上手に繋がらず自立した生活に困難をきたしたために、再び罪を犯してしまい、矯正施設に戻ってしまう方が少なくありませんでした。

秋田県地域生活定着支援センターは、秋田県からの委託を受けて、保護観察所等と協力しながら、そうした方々が地域での生活を歩みだすために必要な福祉サービス等が受けられるよう、支援を行うことによって再犯の防止に繋げ、地域の中で安心して暮らしていけるように支援します。

また、矯正施設の退所者だけではなく、起訴前や、起訴猶予あるいは不起訴となった方、または執行猶予となった方(被疑者・被告人等)への支援も行っております。

業 務 内 容

地域生活定着支援センターは、次に掲げる業務を行います。

① コーディネート業務(特別調整・一般調整)

矯正施設(以下、刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院を指す。)退所予定者の帰住地調整支援を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言を行う。

③ 被疑者等支援業務

被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

④ 相談支援業務

犯罪をした者、非行少年等への福祉サービス等についての相談に応じ、支援を行なう。

⑤ 上記①～④の業務を円滑かつ効果的に実施するための業務(関係機関との連携、地域における支援ネットワークの構築、広報啓発活動、等)

ア) 刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉の支援を提供する事業者等と恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にする。

イ) 当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

※以上の事業促進、普及啓発に資するため、行政関係者や法務・福祉関係者、自治会等が実施する研修会等への講師派遣依頼について、積極的に協力しています。お気軽にお問合せください。

支援の対象となる方

出口支援

(特別調整・一般調整)矯正施設を退所した方

被疑者・被告人等支援

起訴前、起訴猶予又は不起訴または執行猶予の方(見込み含む)

相談支援

司法手続の入口段階の方の支援や、既出所者や家族、事業所から相談等

- ・高齢(概ね65歳以上)または障がいがある
- ・矯正施設を退所後、または身体拘束を解かれた後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受ける必要がある
- ・地域生活定着支援センターの支援を、本人が希望している
- ・個人情報の適切な取り扱いに同意している

支援のイメージ

- ➡ 矯正施設出所者等に係る支援(出口支援)
- ➡ 被疑者・被告人等支援/入口支援(相談支援のうち、司法手続きの入口段階のもの)

